

4 修理第1242号

動物用医療機器修理業許可証

氏名又は
名 称

株式会社ワキタ商会

事業所の
所 在 地

三重県津市中河原2008

事業所の
名 称

株式会社ワキタ商会 三重営業所

修理区分

動物用医薬品等取締規則第136条第2号の区分

許 可 の
有効期間

令和4年7月3日から
令和9年7月2日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の2第1項の規定により許可を受けた動物用医療機器の修理業者であることを証する。

令和4年5月20日

農林水産大臣 金子 原二郎